

松 財 市 第 2 9 0 号  
平成30年10月29日

各 位

松戸市長 本郷谷 健次  
(公 印 省 略)

平成30年度市民税・県民税の納期限の延長について（通知）

平素は、税務行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の北海道胆振東部地震により、甚大な被害を受けている地域の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、本市では、被災地域の納税者様を対象に、「北海道胆振東部地震における市税に関する申告期限等の延長について」（平成30年10月29日付け松戸市告示第435号）の措置を講じ、納期限を延長することとしました。

#### 記

##### 1 対象となる方

平成30年9月6日において、別紙記載の指定地域の市区町村に住所を有する方。

##### 2 延長後の納期限

延長後の納期限は、決定次第、改めてご案内を差し上げます。

一刻も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

問合せ先  
松戸市 財務部 市民税課  
電話 047 - 366 - 7322（直通）

【別紙】

都道府県名	指定地域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町